

中泊町農業委員会会議録

令和3年3月19日

中泊町農業委員会

令和 2 年度中泊町農業委員会 3 月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月19日（金） 午後13時30分～

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員（ 人）

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	1 4 番	松田 耕司		
委 員	1 番	澤田 健吾	2 番	大川 勝仁
			4 番	葛西 誠
	5 番	青山 邦榮	6 番	藤田 次男
	7 番	小野 美恵子	8 番	瓜田 益子
	9 番	坂本 朝彦	1 0 番	成田 誠
	1 1 番	外崎 満幸	1 2 番	神 良一
	1 3 番	木村 巧		

4. 欠席委員（ 人）

委 員	3 番	工藤 輝雄		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第24号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第25号 農地使用貸借の合意解約書について

報告第26号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第35号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第36号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第37号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、松坂会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2、議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、4番葛西委員、5番青山委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員古川次長と外崎主事を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第24号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局 (古川)	<p>◎報告第24号</p> <p>3ページをお開きください。報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のおり報告する。 令和3年3月19日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、6件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第24号については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告第24号について、何かご意見等ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>

議長 無いようですので、報告第25号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第25号

事務局
(古川)

16ページをお開き下さい。報告第25号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。
令和3年3月19日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の農地使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧いただきたいと思います。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第25号について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長

無いようですので、報告第26号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第26号

事務局
(古川)

22ページをお開き下さい。報告第26号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和3年2月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。
令和3年3月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。2月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第26号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第35号

議 長 議案第35号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 (外崎) 25ページをお開き下さい。議案第35号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第3条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。令和3年3月19日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 議案第35号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田委員 6番 藤田です。
それでは報告いたします。去る3月1日、私と青山委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が2件、使用貸借権の設定が1件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 (外崎) 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号39番から41番の3件ございました。内訳は、贈与が1件、売買が1件、使用貸借権の設定が1件です。それでは順次ご説明いたします。

27ページをお開きください。受付番号39番は、田茂木字若宮地内の16筆の田33,464平方メートルの親子間の贈与です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号40番は、薄市字花持地内の1筆の田3,357平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

次のページをお開きください。受付番号41番は、田茂木字若宮地内ほか15筆の田畑16,053平方メートルの使用貸借権の設定です。譲受人は、譲り渡し人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

以上、受付番号39番から41番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第35号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第36号

議 長

議案第36号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(古川)

31ページをお開き下さい。議案第36号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和3年3月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページお開き下さい。それではご説明いたします、令和3年3月15日付け中農政第361号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

34ページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が1件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が1件となっています。

事務局
(古川)

受付番号52番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、福浦字浦島の農地1筆、地目は田、面積は3,686㎡です。売買価格は70万円です。対価の支払い期限は令和3年3月26日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

事務局
(外崎)

続きまして、議案に入る前に、松坂会長に関連している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の開始から終了まで退席をお願いします。関係議事終了後に入室・着席していただきます。（松坂会長退席）それでは、38ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が10件、再設定が11件で面積は再設定、新規合わせて186,528平方メートルです。

受付番号117番は新規の設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」203平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号118番から123番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

41ページをご覧ください。受付番号124番は新規の設定で、設定する農地は宮川地内の10筆の「田」13,570平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号125番から127番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

43ページをお開きください。受付番号128番は新規の設定で設定する農地は田茂木地内の7筆の「田」16,086平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号129番は新規の設定で設定する農地は宮川地内の1筆の「田」3,763平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号130番から131番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

45ページをお開き下さい。

受付番号132番は新規の設定で設定する農地は今泉地内の2筆の「田」4,853平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり12,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号133番は新規の設定で設定する農地は豊島地内の1筆の「田」475平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号134番は新規の設定で設定する農地は豊島地内の2筆の「田」13,858平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号135番は新規の設定で設定する農地は大沢内地内の8筆の「田」15,794平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号136番は新規の設定で設定する農地は田茂木地内の6筆の「田」1,850平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号137番は新規の設定で設定する農地は薄市地内の8筆の「田」9,514平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

51ページをお開きください。こちらからは、農地中間管理機構を通しての賃貸借となっております。また、今月より更新したシステムにより、農地中間管理機構をとおした賃貸借のうち、相手先が決まっていない場合の従来方式と相手先が決まっており一度に転貸まで行う一括方式と出力する資料が分かれることになりました。よって、今月の分であれば、受付番号機構20-228番と241番が従来方式ですので、先にご説明させていただき、そのあとの説明はすべて一括方式となっておりますので、よろしくお願

受付番号機構20-228番から236番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-237番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」574平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

次の受付番号機構20-238番から240番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第36号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第37号

議 長 議案第37号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎) 85ページをお開きください。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。
令和3年3月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。継続届出書提出予定一覧表ですが、継続件数が7件ございます。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しております。 以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第37号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 (外崎) それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

議長 以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月19日

(松坂 龍美)

農業委員会
会長

_____ ()

猶予

署名委員

_____ ()

署名委員
